

暴力団排除条項に関連する預金規定等の改定のお知らせ

弊行では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、平成23年1月17日より、預金規定等に暴力団排除条項を導入し、同日から新規定によりお取り扱いさせていただきます。

この条項は、預金者や契約のご本人が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、銀行の判断により契約を解除させていただくことを定めたものです。すでにお取引をいただいている場合でも、反社会的勢力と判明した場合には解約等の対象となります。

この条項に関連して、各種預金取引ならびに貸金庫、封緘保護預りの新規取引お申込の際には、反社会的勢力でないことの表明・確約をお願いします。この表明・確約をいただけない場合には、お取引をお断りさせていただきます。

この取り扱いに関しましてご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

今後も、弊行は全役職員一丸となって、反社会的勢力との一切の関係遮断に努めてまいります。

以 上

平成22年12月
株式会社 紀陽銀行

【対象とする預金規定等】

普通預金等共通規定、総合口座取引規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、通知預金規定、当座勘定規定（一般当座用、個人当座用、専用約束手形口用）、納税準備預金規定、定期預金共通規定、期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）＜スーパー定期＞規定、自由金利型定期預金規定、紀陽6か月据置定期「自由自在」規定、変動金利定期預金規定、利息分割型定期預金＜スーパー定期預金＞規定、利息分割型定期預金＜自由金利型定期＞規定、積立定期預金共通規定、積立定期預金＜ライナー、たくわえ＞規定、財産形成預金規定、財形年金預金規定、財形住宅預金規定、貸金庫規定、貸金庫規定（カード式）、封緘保護預り規定、紀陽銀行インターネット支店取引規定

【追加する暴力団排除条項の内容例】

第甲条 （反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第乙条①、②AからFおよび③AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第乙条①、②AからFまたは③AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第乙条 （解約等）

次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為